

(資料3)

利用料等一覧表

【ふなばし三番瀬海浜公園及び ふなばし三番瀬環境学習館】

本表は、現在の利用料及び令和3年6月以降改定を予定している利用料及び利用料減免に係る内容を一覧としたものです。

なお、令和4年4月以降指定管理者が設定する利用料は、本表に記載の利用料を上限額として決定することとなります。

【三番瀬海浜公園】

①野球場

区分	利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)
			令和4年4月～
一般野球チーム	2時間	2,550円	3,440円
大学生野球チーム		1,350円	
高校生野球チーム		1,320円	1,720円
小・中学生野球チーム		500円	860円

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

※令和4年4月より大学生野球チームの区分は一般野球チームの区分に含まれます。

②庭球場

区分	利用単位	現行料金 (利用単位ごと)	改定後料金(利用単位ごと)
			令和4年4月～
専用利用(1面につき)	2時間	一般 1,180円	990円
		大学生 590円	
		高校生 590円	490円
		小・中学生 390円	240円

※市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は5割増

※令和4年4月より大学生の区分は一般の区分に含まれます。

③設備

区分	利用単位	現行料金 (利用単位ごと)
ロッカー	1回	110円

④駐車場

区分	利用単位	現行料金 (利用単位ごと)
大型自動車	1回	2,200円
普通自動車	1回	550円

【利用料の減免について】

船橋市都市公園条例第26条等により規定する利用料の減免対象者は以下のとおりです。

- (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (2)千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が利用するとき。
- (4)その他市長が必要があると認めるとき。

【ふなばし三番瀬環境学習館】

常設展示ホール及びサイエンスラボ

区分	現行料金 (1人1日につき)	改定後料金 (1人1日につき)
		令和4年4月～
一般	400円	420円
大学生	200円	
高校生		210円
小学生・中学生 ※	100円	100円

※市内に在住・通学の小学生・中学生は無料。

※令和4年4月より大学生の区分は一般の区分に含まれます。

【利用料の減免について】

船橋市環境学習館条例第14条等により規定する利用料の減免対象者は以下のとおりです。

- (1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (2)千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が利用するとき。
- (4)その他市長が必要があると認めるとき。